

石川県文化財保存修復促進事業

助 成 概 要

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、文化財の適正な保存管理・活用及び文化財保存修復技術の向上を目的として、石川県文化財保存修復工房を利用した文化財の修復事業への助成を行います。

① 助成対象となる文化財

- ◆石川県内に所在する国指定重要文化財・重要有形民俗文化財
- ◆石川県指定有形文化財・有形民俗文化財
- ◆石川県内市町指定有形文化財・有形民俗文化財

② 申請者の資格

- ◆対象文化財の所有者（事情により管理者による申請を認めることがあります。）
※地方公共団体は除きます。

③ 助成対象となる事業

令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に実施される修復事業で、次の(1)、(2)の要件を満たすものを対象とします。

(1) 国、石川県、市町からの助成が予定されていること

- ・石川県内に所在する国指定重要文化財・重要有形民俗文化財
→国、石川県、市町からそれぞれ助成が予定されていること
 - ・石川県指定有形文化財・有形民俗文化財
→石川県、市町からそれぞれ助成が予定されていること
 - ・市町指定有形文化財・有形民俗文化財
→市町から助成が予定されていること
- ※国・県・市町以外からの助成を受けるものは原則対象外

(2) 石川県文化財保存修復工房を利用した修復事業であること

石川県立美術館の付属施設である石川県文化財保存修復工房内において文化財の修復を実施する事業が対象です。（「絵画」「古文書」「歴史資料」「書跡」「典籍」「漆工芸品」「建造物」の一部（ふすま等）など）

④ 助成金の額

- ◆助成率 : 修復に要する経費のうち所有者負担分の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)
 - ◆上限額 : 100万円
 - ◆助成対象事業費 : 石川県文化財保存修復工房を利用した修復に係る事業費
- ※算出方法についてご不明点があれば、ご相談ください。

⑤ 申請方法

1 申請期間

令和6年1月15日（月）～2月29日（木）

2 提出書類

（1）助成申請書

☆様式は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishikawabunka.jp/support/information.php>

（2）添付書類

- ・修理仕様書、見積書
- ・修復を行おうとする文化財の現状等を示す資料（写真要添付）

3 提出方法

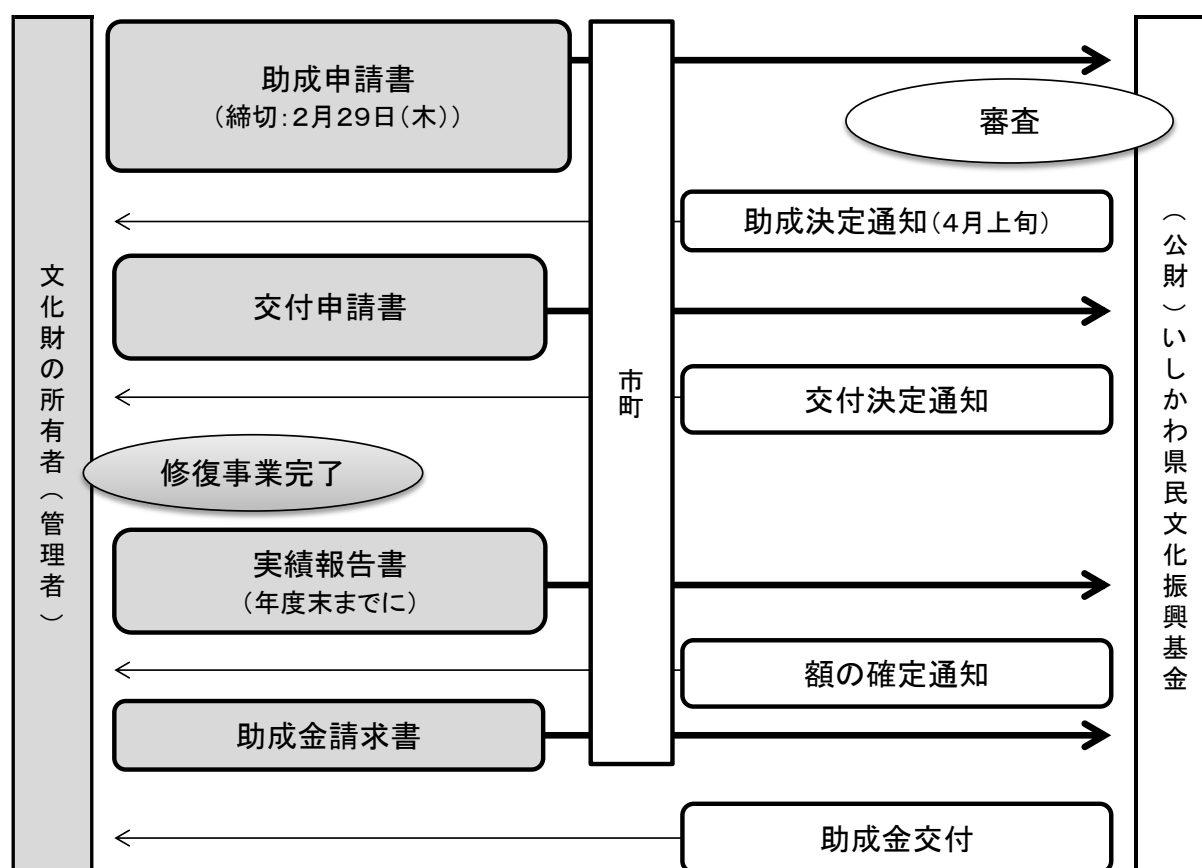
文化財の所在する市町の文化財担当課に提出

《市町担当課一覧》

市 町	担 当 課	住 所	電 話 番 号
金沢市	文化スポーツ局 文化財保護課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2469
七尾市	教育委員会 スポーツ・文化課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8437
小松市	交流推進部 文化振興課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8130
輪島市	教育委員会 文化課	〒928-0001 輪島市河井町20部1番地1	0768-22-7666
珠洲市	芸術文化創造室	〒927-1204 珠洲市飯田町13-120-1	0768-82-7780
加賀市	産業振興部 文化振興課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41	0761-72-7888
羽咋市	教育委員会 文化財課	〒925-0027 羽咋市鶴多町鶴多田38番地1	0767-22-5998
かほく市	教育委員会 スポーツ文化課	〒929-1195 かほく市宇野気二81番地	076-283-7135
白山市	観光文化スポーツ部 文化課	〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9573
能美市	教育委員会 ふるさと文化財課	〒923-1121 能美市寺井町を1-1	0761-58-5250
野々市市	教育部 生涯学習課	〒921-8510 野々市市市三納1丁目1番地	076-227-6122
川北町	教育委員会 社会教育課	〒923-1295 川北町字壺ツ屋174番地	076-277-1151
津幡町	教育委員会 生涯教育課	〒929-0342 津幡町北中条3丁目1番地	076-288-2125

内灘町	教育委員会 文化スポーツ課	〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6716
志賀町	教育委員会 生涯学習課	〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9350
宝達志水町	教育委員会 生涯学習課（文化財係）	〒929-1343 宝達志水町小川ハ249番地1	0767-28-5180
中能登町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1721 中能登町一青こ部19番地1	0767-74-2735
穴水町	教育委員会事務局	〒927-8601 穴水町字川島ラの174番地	0768-52-3720
能登町	教育委員会事務局	〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-8537

⑥ 申請手続きの流れ



⑦ 審査方法

- ・応募のあった書類をもとに、事務局において書類審査を行います。
 - ・審査結果は、市町の文化財担当課を通じて4月上旬に通知します。
- ※予算の範囲内で助成事業を決定するため、助成決定額は申請額を下回ることがあります。

⑧ 留意事項

- ・ 令和6年能登半島地震により被害を受けた文化財の修理に対する助成については、募集期間を過ぎてもご相談を受け付けますので、石川県文化振興課（076-225-1371）までご連絡ください。
- ・ 修復後に石川県の文化施設等で開催する展覧会への出品依頼を行うことがあります。可能な範囲でご協力をお願いします。
- ・ 必要に応じて、申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
- ・ 提出した書類は、写しをとり保管してください。
- ・ 交付決定後に事業内容に大幅な変更がある場合や、事業を中止する場合は、速やかに「変更承認申請書」または「中止承認申請書」を提出してください。
- ・ 変更申請の内容により、助成金額が変更になる場合があります。